

# 広域連合だより

発行 後志広域連合 総務課  
〒044-8588 虹田郡倶知安町北1条東2丁目  
TEL 0136-55-8010 FAX 0136-22-4466  
メール soumu@shiribeshi-kouiki.jp  
ホームページ <http://www.shiribeshi-kouiki.jp/>

第25号 平成31年4月

## 平成31年第1回後志広域連合議会定例会を開催

平成31年2月27日、倶知安町のホテル第一会館において、平成31年第1回後志広域連合議会定例会が開催されました。

冒頭に山崎広域連合長から平成31年度行政執行方針が述べされました。

議案の審議では、条例の一部改正1件、平成30年度補正予算3件、平成31年度各会計予算3件、専決事項の承認1件と副広域連合長の選任同意について審議され、いずれの案件も原案のとおり可決等されました。

### ◇ 審議された議案と結果

| 承認第1号 | 専決処分事項の承認を求めるについて（北海道市町村総合事務組合規約の制定並びに廃止について） | 承認   |
|-------|---|------|
| 議案第1号 | 後志広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について               | 原案可決 |
| 議案第2号 | 平成30年度後志広域連合一般会計補正予算（第1号）                     | 原案可決 |
| 議案第3号 | 平成30年度後志広域連合国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）             | 原案可決 |
| 議案第4号 | 平成30年度後志広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第2号）               | 原案可決 |
| 議案第5号 | 平成31年度後志広域連合一般会計予算                            | 原案可決 |
| 議案第6号 | 平成31年度後志広域連合国民健康保険事業特別会計予算                    | 原案可決 |
| 議案第7号 | 平成31年度後志広域連合介護保険事業特別会計予算                      | 原案可決 |
| 同意第1号 | 後志広域連合副広域連合長の選任につき同意を求めるについて                  | 原案同意 |

### ◇ 後志広域連合副広域連合長の就任について

平成27年10月から副広域連合長として務められた佐々木 義隆氏が平成31年3月31日を以って退任され、4月1日から新しい副広域連合長に、川村 順二氏が就任されました。

任期：2019年4月1日から2023年3月31日

## ● 許しません。税金の滞納！！

### ◇ 広域連合では悪質な滞納者に厳しく滞納処分を実施します。

町村民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税は町村にとって貴重な自主財源です。財源が不足すると、住民サービスに影響を及ぼしかねません。また、ほとんどの納税者は納期内納税を行っていただいておりますが、このような納税者が報われる（正直者が馬鹿を見ない）社会を実現するためにも高額・長期の滞納者や納税の意志が見られない悪質な滞納者は、町村から後志広域連合に税金の徴収業務が引き継がれます。

後志広域連合では、引受けた滞納者について、速やかに徹底した財産調査・捜索を行い、判明した財産について、直ちに差押えを行うなど、厳しい滞納処分を実施します。



### ◇ 合同公売会への参加とインターネット公売を実施します。

後志広域連合では、債権（預金・給料等）の差押えのほか、動産、自動車（タイヤロックの装着）、不動産（土地・建物）なども差押え、公売処分を行ってきました。今年度についても、道央圏にて開催予定の合同公売会への参加とインターネット公売（ヤフージャパンの官公庁オークション）により、差押財産の換価を行います。

なお、インターネット公売は全国の公共団体等が出品していて、どなたでも参加できます。

合 同 公 売 会



タ イ ャ ロ ッ ク の 装 着



※ インターネット公売についての詳しい内容は、「YAHOO！ 官公庁オークション」のホームページをご覧ください。（ <https://koubai.auctions.yahoo.co.jp> ）

このページに関するお問い合わせ： 税務課 Tel 0136-55-8011

## 特定健診を受診しましょう！！

### ★ 生活習慣病対策の必要性 ★

生活習慣病は自覚症状のないまま進行するため、受診したときには重症化している場合が多く、定期的な健康チェックが必要とされます。

### ★ 特定健康診査・特定保健指導 ★

後志広域連合では、生活習慣病予防のために特定健康診査と特定保健指導を実施しています。

#### ○特定健康診査の対象者

平成31年度中に40歳から75歳の年齢に到達する国民健康保険に加入している方。なお、受診日までに75歳に達している方、長期入院や施設入所の方は対象となりません。

#### ○特定保健指導の実施

特定健康診査の結果から、健康状態に合わせた食事指導や運動指導などの特定保健指導を実施します。

### ★ 風しんの抗体検査 ★

昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までに生まれた（現在39歳から56歳）男性を対象に風しんの予防接種が原則無料で実施されます。

特定健康診査と合わせて風しんの抗体検査を実施しましょう。



特定健診は40~74歳のすべての方が対象です。  
北海道・市町村(広域連合)国民健康保険  
国民健康保険組合・北海道国民健康保険連合会



詳しくはお住まいの町村窓口にお問い合わせ下さい。

このページに関するお問い合わせ： 国民健康保険課 Tel 0136-55-8012

厚生労働省

風しん 厚生労働省



## 介護保険料の滞納を減らす取り組みをしています！！！

後志広域連合では、介護保険事業を安定して運営するために歳入の確保は必要不可欠であることから、介護保険料の収納率の向上に取り組んでおり、様々な収納対策を実施しています。



### ◇ 口座振替の推進を行っています。

口座振替にすると納め忘れの心配もなく、一度手続きすることで毎年自動的に継続されます。

口座振替の手続きは、指定の金融機関窓口で申し込むことができます。



### ◇ 滞納処分を実施しています。

#### □ 督促状の送付

納期限までに納付が無い場合、督促状を送付しています。

また、長期間納付されない場合、その間に応じて延滞金が加算されることがあります。

#### □ 滞納処分の実施

負担の公平性を確保するため、資力があるにもかかわらず介護保険料を滞納し続けている方に対して滞納処分（資産・財産などを差押え、公売などにより換金して滞納している保険料に充てる）を行っています。

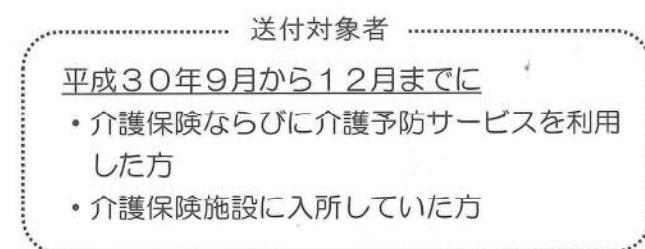


## 2月下旬に「介護給付費のお知らせ」をお送りしました

この通知書は、介護保険及び介護予防サービスを利用した方が、どのようなサービスをどのくらい利用したかをお知らせするものです。

サービスをどれくらい利用したかをお知らせするとともに、介護保険事業に対する理解を深めていただくためにお送りします。

次回通知は、平成31年1月から4月分を6月に発送予定です。



・介護保険ならびに介護予防サービスを利用した方  
・介護保険施設に入所していた方

・介護予防・日常生活支援総合事業サービス利用のみの方には送付されません  
・次の内容は、記載されていません。  
　住宅改修費、福祉用具購入費



このページに関するお問い合わせ： 介護保険課 TEL 0136-55-8013